

茨城県立医療大学臨床教育講師及び臨地教育講師称号授与規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の臨床実習を行う病院又施設等において豊富な経験を有する優れた臨床実習指導者に対して臨床教育講師及び臨地教育講師（以下「臨床教育講師等」という。ただし、臨地教育講師については地域看護学の領域に限る。）の称号を授与することに関し必要事項を定め、もって本学における学内教育と臨床教育との連携を強化し、より充実した臨床教育を実施することを目的とする。

(授与対象者)

第2条 臨床教育講師等の称号の授与の対象者は、次の各号の全てに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

(1) 各関連領域の専門職として5年以上の臨床経験を有し臨床実習指導者としての経験を有する者又はこれに準ずる者であること。

(2) 各専門職分野について優れた知識及び経験を有し、かつ教育に熱意を有する者であること。

(3) 臨床実習協力病院又は施設等における常勤の職員であること。

(4) 理学療法学科及び作業療法学科については、以下の臨床実習指導者講習会のうち、いずれかを修了していることが望ましい。

ア 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会

イ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会

ウ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修

(推薦)

第3条 学科長、専攻科長及び付属病院長は、臨床教育講師等の称号を授与されることが適当であると認められる者（以下「称号授与候補者」という。）があるときは、当該称号授与候補者の氏名、経歴の概要等を記載した書面（様式第1号）を学務委員会に提出して推薦することができる。

2 前項の推薦は、やむを得ない場合を除き、毎年度2月末及び8月末までに行うものとする。

(選考)

第4条 学務委員会は、前条第1項の推薦があったときは、称号授与候補者の審査を行い、適任と判断したときは、学長に推薦するものとする。

2 学長は、前項の推薦があったときは、臨床教育講師等の称号の授与を決定する。

(称号の授与)

第5条 臨床教育講師等の称号の授与は、証書（様式第2号）を交付することにより行う。

(有効期間)

第6条 臨床教育講師等の称号は、付与した日から1年に限り有効とする。

2 臨床教育講師等の称号は、更新して授与することができる。

(取消)

第7条 学長は、臨床教育講師等として相応しくないと認めるときは、臨床教育講師等の称号の授与を取り消すことができる。

(施設等の利用)

第8条 学内関係規程に基づき、学長は必要に応じ臨床教育講師等の称号を授与された者に対し、本学の教育研究又は行事に支障が生じない範囲内で本学の施設又は設備の利用を認めることができる。

2 前項の利用に当たっては、臨床教育講師等の称号を授与された者は本学の諸規程を遵守するものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、臨床教育講師等の称号の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年12月23日から施行する。